

令和5年度

「大規模の建設事業」の評価に関する意見

令和5年12月22日

建設事業外部評価委員会

令和5年12月22日

神戸市長 久元喜造様

建設事業外部評価委員会
会長 福島 徹

「大規模の建設事業」の評価に関する意見の提出について

本委員会は、市長からの審議依頼に基づき、市が実施する「大規模の建設事業」に関する評価内容とそれに基づく対応方針（案）について、事業の必要性、進捗の見込み、その他必要な観点から調査審議を行い、市長に意見を具申します。

令和5年度の本委員会は、再評価3件について、市が行った評価内容（行政評価に係る資料）と対応方針（案）の説明を受け、それらの妥当性に関して慎重に審議を行いました。

審議の結果、本委員会の意見を次のとおりまとめましたので、提出致します。

記

1 審議対象事業の内容と意見

今回の審議対象となった事業について、いずれの事業も市民の安全・安心で快適な生活を確保し、都市の発展や地域振興を図るうえで必要な事業であり、市が行った評価内容と対応方針（案）は適切と認められるため「妥当」であると判断した。

今後も神戸市の基本計画等における各事業の位置づけや意義を的確に捉え、事業の円滑な推進と事業効果の更なる発現に努めるとともに、市民の理解を得られるよう表現を工夫して事業内容の周知に努められたい。

なお、事業効果については、貨幣換算が困難とされている効果も、可能な限り今後数値化するなど、より市民にわかりやすく示すよう努められたい。

(1) 国際競争拠点都市整備事業（都心三宮・臨海地域）

当地区は、平成 14 年度に都市再生緊急整備地域、平成 28 年度に特定都市再生緊急整備地域として指定され、神戸の玄関口にふさわしい風格のある都市空間「えき～まち空間」の創出をめざし、官民協働で整備が進められている。

本事業は、国際競争力の強化として、神戸空港や他都市とのアクセス性向上に資する各交通手段の乗り換え利便性の向上、バスターミナル等の交通結節機能の強化、歩行者動線の改善や強化による回遊性・安全性の向上、業務・商業・文化・交流・宿泊等の多様で高度な都市機能の集積を図るため、「新交通三宮駅改良事業」、「三宮駅周辺デッキ整備」及び「雲井通 5 丁目地区第一種市街地再開発事業」の 3 事業を実施するものである。

今回、令和元年度に事業採択されてから 5 年が経過することに伴い再評価を行ったものである。

各事業の評価の妥当性は以下のとおりである。

・新交通三宮駅改良事業

本事業は、朝ピーク時間帯を中心に多数の乗車待ち列が発生している新交通三宮駅において、ホーム上の滞留空間の拡大による利便性・快適性の向上を目的としたホームの拡張を実施するものである。

本事業の実施により、①利用者の駅構内の歩行速度向上による移動時間の短縮、②ホーム滞留時の快適性向上、③エスカレーター新設による上下移動の抵抗感の軽減、④列車停車位置の変更による乗車所要時間の短縮等が期待でき、これらの効果に対する費用便益分析は妥当であり基準値を満足している。

また、貨幣換算困難な効果としてホーム上の安全性向上も期待できることから、評価は「妥当」である。

・三宮駅周辺デッキ整備

本事業は、乗換動線の改善・拡充、新たなバスターミナル周辺でのバスと歩行者の分離、「えき」と「まち」をつなぐ歩行者の回遊性の向上を目的とした歩行者デッキの整備を行うものである。

本事業の実施により、①歩行者空間の拡大による歩行者の移動時間の短縮、②歩行者空間の快適性向上、③エレベーター・エスカレーター整備による上下移動の快適性の向上等が期待でき、これらの効果に対する費用便益分析は妥当であり基準値を満足している。

また、貨幣換算困難な効果として歩行者の安全性向上やバスの定時性の向上も期待できることから、評価は「妥当」である。

・雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業

本事業は、中・長距離バスターミナルを整備し、三宮駅周辺地域の交通結節機能を強化するとともに、都市機能を更新し、都市間競争において選ばれるための魅力・活力を創造する都心にふさわしい高質な都市機能の集積を図るものである。

本事業の実施により、再開発ビルの収益や隣接・周辺・広域圏の土地の効用の向上等が期待でき、これらの効果に対する費用便益分析は妥当であり基準値を満足している。

また、貨幣換算困難な効果として①老朽化建物の建替えによる当該街区の安全性向上と併せて、バスターミナルやホールなどを活用した三宮周辺地区の防災機能の強化、②賑わいや交流の都市機能整備、③都市生活環境の確保・改善・創出等が期待できることから、評価は「妥当」である。

今後、これらの事業をはじめ都心三宮再整備に関する様々な事業を実施することで神戸の玄関口にふさわしい象徴となる「えき~まち空間」の整備が期待できることから、早期の事業完了、効果発現に向けた事業の実施に努められたい。

(2) 阪神電鉄本線連続立体交差事業（住吉駅東方～芦屋市境）

本事業は、阪神電鉄本線の住吉駅東方～芦屋市境の約3.9kmにおいて鉄道を高架化することにより、11箇所の踏切を除却し、都市内交通の円滑化を図るとともに、分断された市街地の一体化による都市の活性化を図るものである。

平成3年度に事業着手し、令和元年11月には高架切替が完了しており、現

在は関連道路の整備工事が進められている。

本事業については、令和3年度に新たに無電柱化（電線共同溝整備）が必要となったことから、事業費の増額と事業期間の延長が生じたため、再評価を実施した上で事業を継続している。今回、近年の物価高騰により全体事業費の3億円の増額がさらに見込まれることから、本事業に対して事業評価の必要性があると実施機関が判断し、再評価を行ったものである。

本事業の実施により、①自動車や歩行者の移動時間の短縮、②自動車の走行経費の減少、③踏切事故減少が期待でき、これらの効果に対する費用便益分析は妥当であり基準値を満足している。

また、①交差道路の整備による地域防災力の向上、②交差道路の整備による市街地の分断解消、③側道の整備による安全性の確保、④電線共同溝の整備による都市災害の防止等、⑤高架下利用によるまちの活性化、⑥駅舎の更新による美装化およびバリアフリー化などの貨幣換算困難な効果も期待でき、一部については、既に鉄道の高架化により効果を発現している。

本事業の完成により都市内交通の円滑化や安全性の向上など、大きな効果が期待されるため、評価は「妥当」である。

今後、早期の事業の完成に努められたい。

（3） 公営住宅等整備事業（地域居住機能再生推進事業 桜の宮周辺地区）

本事業は、住生活基本法等の制定を背景に、平成22年度に策定された「第2次市営住宅マネジメント計画」に基づき、建替えを行うものである。

当該住宅は築後40数年を経過した老朽建築物で、大半の住棟はエレベーターのない階段室型となっている。建替えにあたっては、既入居戸数と今後の需要をふまえて、住宅戸数を減らし、余剰地の活用を図るとともに、敷地の起伏が大きいことも踏まえ、団地全体をバリアフリー化するなどの居住性能の改善を図ることとしている。

事業は1期、2期に分けて進められ、1期事業における450戸の建替住宅は平成30年度までにすべてが完成し、2期事業についても、令和5年度中に800戸の建替住宅を完成させ、事業全体は令和7年度に完了する予定である。

今回、平成30年度に再評価を実施してから5年が経過することに伴い再評価を行ったものである。

本事業は、単に市営住宅を建て替えるだけでなく、周辺のまちづくりの観点から事業が進められており、①若い人からお年寄りまで、生き生きと住めるまち、②環境に配慮したゆとりとうるおいのあるまち、③誰もが安全・安心に暮らせるまちといった3つの目標像を掲げている。

住宅整備等に要する費用に対する家賃収入等の費用便益分析は妥当であり基準値を満足していることに加え、市営住宅団地内を通る公共バリアフリー動線や余剰地への生活利便施設等の整備など、まちづくりの3つの目標像に資する効果も期待できる。

市営住宅団地が中心であった本地区において、まちの構造や地域コミュニティのあり方に好ましい変化をもたらしており、評価は「妥当」である。

今後、早期の事業完了、効果発現に向けた事業の実施に努められたい。

以上

令和5年度 審議対象事業一覧表

番号	事業名	事業採択年度	事業着工年度	事業完了(予定)年度	前回再評価実施年度	行政評価区分		所管課	所管省庁名
						条例区分	再評価区分(国)		
1	国際競争拠点都市整備事業 (神戸都心・臨海地域)	R1	R1	R11	—	①	②	都市局 都心再整備本部 都心再整備部 都心三宮再整備課	国土交通省
2	阪神電鉄本線連続立体交差事業 (住吉駅東方～芦屋市境)	S58	H3	R7	R3	④	④	都市局工務課	国土交通省
3	公営住宅等整備事業 (地域居住機能再生推進事業 桜の宮周辺地区)	H25	H26	R8	H30	①	③	建築住宅局 住宅整備課	国土交通省

※条例区分とは、神戸市行政評価条例施行規則において定める、

- ①：国庫補助事業のうち、実施を決定した後実施機関が定める期間未着手であるもの及び実施機関が定める期間継続中であるもの
- ②：一定規模以上の建設事業のうち、実施を決定した後5年間未着手であるもの
- ③：一定規模以上の建設事業のうち、実施を決定した後10年間継続中であるもの
- ④：社会経済情勢の変化等により実施機関が必要があると認める建設事業

※再評価区分(国)とは、国庫補助事業において、

- ①：事業採択後一定期間(5年)が経過した時点で未着工の事業
- ②：事業採択後一定期間(5、10年間)が経過した時点で継続中の事業
- ③：再評価実施後一定期間(5、10年間)が経過している事業
- ④：その他、社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業

参 考 资 料

建設事業外部評価委員会 委員名簿(令和5年度)

(五十音順、敬称略)

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------|
| いのうえ さだこ
井上 定子
(再任) | 兵庫県立大学大学院 社会科学研究所 教授
(財務会計、国際会計) |
| おおいし さとる
大石 哲
(再任) | 神戸大学大学院 都市安全研究センター 教授
(水文気象学、災害時の水資源、リスクコミュニケーション) |
| おおた なおたか
太田 尚孝
(再任) | 兵庫県立大学 環境人間学部 教授
(都市計画、まちづくり) |
| ばんば みちこ
馬場 美智子
(再任) | 兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 教授
(都市地域マネジメント、減災まちづくり) |
| (会長) ふくしま とおる
福島 徹
(再任) | 兵庫県立大学 名誉教授
(都市計画、地域計画、まちづくり) |

令和5年度 審議経過

区分	開催年月日	審議内容
第1回	令和5年9月6日	<ul style="list-style-type: none">・会長の選出、会長代理の指名・審議<ul style="list-style-type: none">(1) 国際競争拠点都市整備事業（神戸都心・臨海地域）(2) 阪神電鉄本線連続立体交差事業（住吉駅東方～芦屋市境）(3) 公営住宅等整備事業（地域居住機能再生推進事業 桜の宮周辺地区）
第2回	令和5年10月30日	<ul style="list-style-type: none">・第1回委員会の資料の修正に関する報告・意見とりまとめ